

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	【告示】 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 土地改良事業の施行認可 ○ 保安林の指定予定 【公告】 ○ 種畜証明書の書換交付 【選挙管理委員会】 ○ 政治団体の名称等の公表 ○ 政治団体の代表者等の異動 ○ 政治団体の解散 ○ 資金管理団体の名称等の公表 ○ 資金管理団体の指定取消し
健康推進課 耕地課 治山課 畜産課 選挙管理委員会 〃 〃 〃 〃		担当課（室）	
		目次	
		担当課（室）	

◎岡山県告示第五百二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十八年九月二十三日

指定を更新した医療機関

名 称

医療法人ミネルヴァクリニックスファイア

所 在 地

倉敷市昭和二―二―四四

更新年月日

平成二十八年九月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第五百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規
土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成二十八年九月二十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

高崎土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

赤羽根新開水路

かんがい排水

三 認可年月日

平成二十八年九月十三日

◎岡山県告示第五百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十八年九月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市大佐大井野字道仙後一八二五の一・二

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔四一〇〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり書換交付した旨の通報を受けた。

平成二十八年九月二十三日

岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11478452216	種畜の名前の変更	久照栄	久殿 2 7 2 9
11478452216	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下 4 1 5 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上 1 4 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場
11508252687	種畜の名前の変更	美国福	朝聖 2 7 5 6
11508252687	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下 4 1 5 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上 1 4 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場

◎岡山県選管告示第七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十八年九月二十三日

岡山県選挙管理委員会

委員長岡本研吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

一 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第一号)	公職の候補者の氏名及び公職 の種類(第二号)	届出年月日
---------	--------	----------	------------	----------------	---------------------------	-------

加藤高明後援会	加藤高明	山田雅徳	総社市中原七七四ジョアール三〇一	衆議院議員	加藤高明、衆議院議員	平成二八・八・九
---------	------	------	------------------	-------	------------	----------

二 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
石部誠後援会	三上孝子	津野辺 馨	高梁市南町一四九一四	平成二八・八・一六
風の音の会	森上昌生	三谷 実	〃 本町六	〃 八・二二
春 草 会	芦田泰宏	芦田弘江	倉敷市児島下の町七一―三二	〃 八・一九
田口明子後援会	小山博通	佐古浩之	〃 新田一二九四	〃 八・四
平松けんじ後援会	難波英夫	湯浅幸夫	高梁市有漢町有漢五八九―二	〃 八・一六
松岡敏之後援会	松岡敏之	小林義宏	〃 奥万田町三七八〇―二	〃 八・一二
丸山節夫後援会	石田貞雄	石田貞雄	加賀郡吉備中央町上竹二八―二	〃 八・一七
森かずゆき後援会	森 和之	森 美智代	高梁市下町一一一	〃 八・九
守屋ひろし後援会	守屋貞男	三好 由紀男	倉敷市真備町箭田三〇―一	〃 八・一八
山本洋平後援会	山本耕平	山本孝子	加賀郡吉備中央町黒土二一八四	〃 八・二二

◎岡山県選管告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十八年九月二十三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

一 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

自由民主党岡山県医療会 石川 紘 会計責任者の氏名

大原 利 憲

神 崎 寛 子

平成二八・ 七・二四

支部

民進党岡山県参議院選挙 江 田 五 月 国会議員関係政治団体の

法第十九条の七第一項第一号に係る国会 〃 七・二六

区第1総支部

区分

議員関係政治団体

民進党岡山県第5区総支加 藤 高明 政治団体の名称

民進党岡山県第5区総支部

民主党岡山県第5区総支部

〃 八・ 五

部

〃

主たる事務所の所在地

総社市中原七七四ジョール三〇一

浅口市鴨方町鴨方一一四三

〃 〃

〃

代表者の氏名

加 藤 高 明

柚 木 道 義

〃 〃

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

江 田 五 月 会 河 原 昭 文 国会議員関係政治団体の

法第十九条の七第一項第二号に係る国会 平成二八・ 七・二六

区分

岡山県医師連盟

石 川 紘 会計責任者の氏名

大 原 利 憲

神 崎 寛 子

〃 七・二四

若井たつこ後援会

若 井 達 子 主たる事務所の所在地

岡山市北区中山下一一二一二二F

岡山市中区湊三六五―五

〃 八・一五

若林あきお後援会

中 田 太 海 代表者の氏名

中 田 太 海

森 下 晴 夫

〃 八・二二

◎岡山県選管告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十八年九月二十三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

民進党岡山県参議院選挙区第1総支部

江田 五月

平成二八・ 八・一〇

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

江田 五月会

河原 昭 文

平成二八・ 八・二五

日本共産党石部誠後援会

三 上 孝 子

〃 〃 八・ 一

花 咲 く 会

花 咲 宏 基

〃 〃 八・ 五

◎岡山県選管告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

平成二十八年九月二十三日

岡山県選挙管理委員会

委員長岡本研吾

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
加藤高明	衆議院議員	加藤高明後援会	総社市中原七七ジョアール三〇一	平成二八・八・五
松岡敏之	高梁市議会議員	松岡敏之後援会	高梁市奥万田町三七八〇一二	〃 八・一二

◎岡山県選管告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。
平成二十八年九月二十三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

出をした者の氏名

資金管理団体で
なくなった年月日

花 咲 宏 基

花 咲 く 会

平成二八・八・五